

国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程

制定 平成27年3月19日 26規程第72号

(22規程第50号の全部改正)

最終改正 令和7年4月1日 令06規程第36号 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）及び国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号。以下「産総研法」という。）に定めるもののほか、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の組織、職制等について必要な事項を定め、業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(組織運営の原則)

第2条 各組織は、業務の実施にあたっては関係各部署と十分に協議することとし、重複又は間隙を生じさせないようにする。

2 各組織は、相互に関連ある業務について、研究所の業務活動が円滑に行われるよう、進んで協調する。

第2章 主たる事務所、本部、研究拠点、事業所、支所、サイト及び連携研究サイト

(主たる事務所)

第3条 研究所は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、これを東京本部とする。

2 研究所は、主たる事務所の業務を支援する事務所を茨城県つくば市に置き、これをつくば本部とする。

(東京本部及び研究拠点)

第4条 研究所は、研究業務を実施するため、東京本部、つくばセンター、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センター（北海道センター、東北センター、中部センター、関西センター、中国センター、四国センター及び九州センターをいう。以下同じ。）を置く。

2 前項のうち、つくばセンター、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター、北陸デジタルものづくりセンター及び地域センターを研究拠点という。

(事業所及び支所)

第5条 つくばセンターに、事業所を置く。

2 東京本部及び研究拠点に、支所を置くことができる。

3 東京本部、研究拠点、事業所及び支所（以下「研究拠点等」という。）の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(サイト)

第5条の2 研究拠点等に、サイトを置くことができる。

2 サイトの名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(連携研究サイト)

第5条の3 研究拠点に、連携研究サイトを置くことができる。

- 2 連携研究サイトは、特定の研究課題に係る外部機関との連携（以下「特定連携」という。）を推進するため、当該外部機関が保有する施設内に置くものとする。
- 3 連携研究サイトの名称、呼称、位置及び設置期間は、別表第3のとおりとする。

第3章 組織

第1節 研究推進組織

(研究推進組織)

第6条 研究所に、研究推進組織として、次の8組織を置く。

- 一 研究戦略本部
 - 二 エネルギー・環境領域
 - 三 生命工学領域
 - 四 情報・人間工学領域
 - 五 材料・化学領域
 - 六 エレクトロニクス・製造領域
 - 七 地質調査総合センター
 - 八 計量標準総合センター
- 2 前項第2号から第8号に規定する組織を領域という。
 - 3 領域に、第2号に規定する組織を置き、研究戦略本部及び領域に、第3号に規定する組織を置くことができる。
 - 一 削除
 - 二 研究部門
 - 三 研究センター
 - 4 前項に規定するもののほか、地質調査総合センターに地質情報基盤センターを、計量標準総合センターに計量標準普及センターを置く。

(研究戦略本部)

第7条 研究戦略本部は、研究所の研究戦略に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整並びにこれらに関する業務を行う。

- 2 前項に規定するほか、研究戦略本部は、知的財産、標準化、企業連携、地域連携推進、スタートアップ推進、出資、技術移転、大学その他の外部機関との連携及び国際連携等に関する業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。
- 3 第1項及び第2項に規定するほか、独立行政法人通則法第35条の5の認可を受けた中長期計画に基づき、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行う。

(領域)

第8条 領域は、独立行政法人通則法第35条の5の認可を受けた中長期計画に基づき、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行う。

(研究部門)

第9条 研究部門は、基礎・基盤研究から実用化につなげるための研究及び開発を持続的に行う。

(研究センター)

第10条 研究センターは、研究所が所有する革新技术を、実用化及び事業化につなげるための研究及び開発を重点的に行う。

(地質情報基盤センター)

第11条 地質情報基盤センターは、次の業務を行う。

- 一 地質の情報整備等に関すること。
- 二 地質調査の成果の普及に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 三 地質試料等の整備に関すること。

(計量標準普及センター)

第12条 計量標準普及センターは、計量標準の普及及び品質管理並びに計量教習等に関する業務を行う。

第2節 本部組織

(本部組織)

第13条 研究所に、本部組織として、次の6組織を置く。

- 一 企画本部
- 二 運営統括本部
- 三 削除
- 四 研究環境整備本部
- 五 削除
- 六 ブランディング・広報部
- 七 削除
- 八 イノベーション人材部
- 九 監査室

(企画本部)

第14条 企画本部は、研究所の総合的な経営方針及び内部統制に係る基本方針の企画及び立案、国の産業技術政策の策定への貢献、経済産業大臣が行う研究所の評価への対応並びに研究セキュリティ・インテグリティに関する業務（他の所掌に属するものを除く。）並びに研究所の業務の実施に係る総合調整に関する業務を行う。

(運営統括本部)

第14条の2 運営統括本部は、本部組織（企画本部及び監査室を除く。）の運営の統括に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整並びにこれらに関する業務並びに研究所の業務の実施に係る総合調整に関する業務（企画本部の所掌に属するものを除く。）を行う。

2 前項に規定するほか、運営統括本部は、研究所の人事、労務、人材育成、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進、財務、経理、業務効率化、法務、コンプライアンスの推進及びリスク管理に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整並びにこれらに関する業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

3 第1項及び第2項に規定するほか、運営統括本部は、研究所の情報セキュリティ、情報システムの高度化等に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整並びにこれらに関する業務（第21条第1項に規定する事業組織の所掌に属するものを除く。）を行う。

第15条 削除

（研究環境整備本部）

第16条 研究環境整備本部は、研究所の環境、安全衛生並びに施設及び設備の整備及び利用並びに調達、庶務、研究ユニット（第6条第3項第2号及び第3号に規定する組織並びに組織規則（26規則第6号。以下「組織規則」という。）第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第6条に規定する連携研究ラボをいう。）に係る事務（以下「研究ユニット事務」という。）に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整並びにこれらに関する業務（第21条第1項に規定する事業組織の所掌に属するものを除く。）を行う。

2 前項に規定するほか、研究環境整備本部は、つくばセンターにおける環境安全管理に関する業務を行う。

第17条 削除

（ブランディング・広報部）

第18条 ブランディング・広報部は、研究所のブランディング・広報に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整並びにこれらに関する業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

第19条 削除

（イノベーション人材部）

第20条 イノベーション人材部は、研究所が行う人材育成事業に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整並びにこれらに関する業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

（監査室）

第20条の2 監査室は、研究所の業務の監査、会計検査院法（昭和22年法律第73号）に規定する検査への対応等に関する業務を行う。

第3節 事業組織

（事業組織）

第21条 研究所に、事業組織として、次の12組織を置く。

- 一 東京本部
- 二 削除
- 三 福島再生可能エネルギー研究所
- 四 柏センター
- 五 臨海副都心センター
- 六 北陸デジタルものづくりセンター
- 七 北海道センター
- 八 東北センター
- 九 中部センター

- 十 関西センター
- 十一 中国センター
- 十二 四国センター
- 十三 九州センター

- 2 事業組織（東京本部を除く。）は、名称を同じくする研究拠点等及び当該研究拠点等に置かれる支所並びにこれらに置かれるサイト及び連携研究サイトを管轄する。
- 3 事業組織（東京本部を除く。）は、その管轄する研究拠点等における研究ユニット事務、庶務、会計、環境安全管理、情報セキュリティ等に関する業務を行う。
- 4 事業組織（東京本部を除く。）は、前項に規定する業務のほか、その管轄する研究拠点等におけるブランディング・広報、産学官連携（契約（外来研究員の受け入れに関するものを除く。）の立案、締結、管理及び検査並びに外部機関の検査への対応に関するものを除く。）及び国際に関する業務を行う。

第4節 特別の組織

（量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター）

第22条 第6条から前条までに規定する組織のほか、研究所に、特別の組織として、量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターを置く。

- 2 量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターは、量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル拠点の施策の推進に係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整並びに量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターの施設を利用した研究及び開発並びにこれらに関する業務を行う。

第4章 職制

（所長及び事業所長）

第22条の2 研究拠点（つくばセンターを除く。）に、所長を置く。

- 2 東京本部及び支所に、事業所長を置く。
- 3 所長及び事業所長は、その置かれた研究拠点等における安全衛生、環境、職員等の労働時間管理その他当該研究拠点等の業務（研究環境整備本部の所掌に属するものを除く。）の実施を統括管理する。
- 4 所長は、前項に規定するもののほか、その置かれた研究拠点等を管轄する事業組織における第21条第3項及び第4項に規定する業務を統括管理する。

（研究戦略本部長）

第22条の3 研究戦略本部に、研究戦略本部長を置く。

- 2 研究戦略本部長は、研究戦略本部の業務を統括管理する。

（領域長）

第23条 第6条第1項第2号から第6号までに規定する領域に、領域長を置く。

- 2 第6条第1項第7号及び第8号に規定する領域に、総合センター長を置く。
- 3 第1項に規定する領域長及び前項に規定する総合センター長（以下これらを「領域長」という。）は、領域における業務を統括管理する。

（副領域長）

第 24 条 第 6 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに規定する領域に、副領域長を置く。

2 第 6 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する領域に、副総合センター長を置く。

3 第 1 項に規定する副領域長及び前項に規定する副総合センター長は、領域における業務を総括整理する。

(領域長補佐)

第 25 条 前条第 1 項に規定する領域に、領域長補佐を置くことができる。

2 前条第 2 項に規定する領域に、総合センター長補佐を置くことができる。

3 第 1 項に規定する領域長補佐及び前項に規定する総合センター長補佐は、領域長の命を受けて、領域長を補佐する。

(研究部門長)

第 26 条 研究部門に、研究部門長を置く。

2 研究部門長は、研究部門の業務を統括管理する。

(研究センター長)

第 27 条 研究センターに、研究センター長を置く。

2 研究センター長は、研究センターの業務を統括管理する。

(地質情報基盤センター長)

第 28 条 地質情報基盤センターに、地質情報基盤センター長を置く。

2 地質情報基盤センター長は、地質情報基盤センターの業務を統括管理する。

(計量標準普及センター長)

第 29 条 計量標準普及センターに、計量標準普及センター長を置く。

2 計量標準普及センター長は、計量標準普及センターの業務を統括管理する。

(企画本部長)

第 30 条 企画本部に、企画本部長を置く。

2 企画本部長は、企画本部の業務を統括管理する。

(運営統括本部長)

第 30 条の 2 運営統括本部に、運営統括本部長を置く。

2 運営統括本部長は、運営統括本部の業務を統括管理する。

第 31 条 削除

(研究環境整備本部長)

第 32 条 研究環境整備本部に、研究環境整備本部長を置く。

2 研究環境整備本部長は、研究環境整備本部の業務を統括管理する。

第 33 条 削除

(ブランディング・広報部長)

第 34 条 ブランディング・広報部に、ブランディング・広報部長を置く。

2 ブランディング・広報部長は、ブランディング・広報部の業務を統括管理する。

第 35 条 削除

(イノベーション人材部長)

第 36 条 イノベーション人材部に、イノベーション人材部長を置く。

2 イノベーション人材部長は、イノベーション人材部の業務を統括管理する。
(監査室長)

第 37 条 監査室に、監査室長を置く。

2 監査室長は、監査室の業務を統括管理する。
(量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター長)

第 38 条 量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターに、量子・A I 融合技術
ビジネス開発グローバル研究センター長を置く。

2 量子・A I 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター長は、量子・A I 融合技術ビ
ジネス開発グローバル研究センターの業務を統括管理する。

第 5 章 特別な職

(最高執行責任者)

第 39 条 研究所に、最高執行責任者を置き、理事長をもって充てる。

2 最高執行責任者は、研究所における業務の執行を総理する。
(研究開発責任者)

第 39 条の 2 研究所に、研究開発責任者を置く。

2 研究開発責任者は、最高執行責任者の命を受けて、研究所の研究及び開発並びにこれらに
関連する業務を掌理する。
(運営統括責任者)

第 39 条の 3 研究所に、運営統括責任者を置く。

2 運営統括責任者は、最高執行責任者の命を受けて、研究所の運営に関する業務を掌理す
る。
(社会実装推進責任者)

第 39 条の 4 研究所に、社会実装推進責任者を置く。

2 社会実装推進責任者は、最高執行責任者の命を受けて、研究所の研究成果の社会実装及び
事業化に関する業務の推進を掌理する。
(上級執行役員及び執行役員)

第 39 条の 5 研究所に、上級執行役員及び執行役員を置く。

2 上級執行役員は、理事長の命を受けて、研究所における重要な特定の業務を統括する。
3 執行役員は、理事長の命を受けて、研究所における特定の業務を統括する。
(フェロー)

第 40 条 研究所及び第 6 条第 1 項に規定する研究推進組織に、フェロー 10 人以内を置くこと
ができる。

2 フェローは、理事長の諮問を受けて、研究者の代表として他の研究者の指導又は研究を行
う。
(上級首席研究員)

第 40 条の 2 第 6 条第 1 項に規定する研究推進組織及び量子・A I 融合技術ビジネス開発グ
ローバル研究センターに、上級首席研究員を置くことができる。

2 上級首席研究員は、所属する部署において特別な研究を行う。

(情報化統括責任者)

第 41 条 研究所に、情報化統括責任者を置く。

- 2 情報化統括責任者は、理事長の命を受けて、研究所の情報化戦略の企画及び立案並びに研究所の情報化に関する業務の統括を行う。

(参事)

第 42 条 研究所及び研究拠点に、参事を置くことができる。

- 2 参事は、理事長又は所長の命を受けて、研究所及び研究拠点における特別の施策の企画及び立案に参画する。

(つくばセンター代表)

第 42 条の 2 つくばセンターに、つくばセンター代表を置く。

- 2 つくばセンター代表は、つくばセンターにおける特定の業務に参画する。

第 6 章 顧問及び参与

(顧問)

第 43 条 研究所に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、研究所の業務のうち特に重要な施策に参画し、特定事項の処理にあたる。

(参与)

第 44 条 研究所に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、研究所の業務のうち特別の施策に参画し、特定事項の処理にあたる。

第 7 章 理事会等

(理事会)

第 45 条 研究所に、産総研グループ（研究所及び子法人（通則法第 19 条第 7 項に規定する子法人をいう。）をいう。以下同じ。）の経営に関する重要事項並びに次条に定める産総研グループ経営会議及び第 46 条に定める執行会議の議長が必要と認めた事項について審議するため、理事会を置く。

- 2 理事会の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(産総研グループ経営会議)

第 45 条の 2 研究所に、産総研グループの経営及び経営執行に関する重要事項について審議するため、産総研グループ経営会議を置く。

- 2 産総研グループ経営会議の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(執行会議)

第 46 条 研究所に、研究所の業務運営及び業務執行に関する重要事項について審議するため、執行会議を置く。

- 2 執行会議の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(コンプライアンス推進委員会)

第 47 条 研究所に、研究所のリスク管理及び危機対策に関する事項について審議又は提言するため、コンプライアンス推進委員会を置く。

- 2 コンプライアンス推進委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(人事委員会)

第 48 条 研究所に、研究所の人事制度に関する重要事項について審議するため、人事委員会を置く。

2 人事委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(セキュリティ・情報化推進委員会)

第 49 条 研究所に、研究所の情報セキュリティ及び情報化の推進に関する基本方針について審議するため、セキュリティ・情報化推進委員会を置く。

2 セキュリティ・情報化推進委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

第 8 章 雑則

(東京本部及びつくば本部)

第 50 条 第 3 条第 1 項に規定する「東京本部」とは、次の者及び組織を総称したものである。

- 一 役員（東京都千代田区に常駐する役員）
- 二 企画本部（東京都千代田区に置かれる部分）
- 三 ブランディング・広報部（東京都千代田区に置かれる部分）

2 第 3 条第 2 項に規定する「つくば本部」とは、次の者及び組織を総称したものである。

- 一 役員（茨城県つくば市に常駐する役員）
- 二 企画本部（茨城県つくば市に置かれる部分）
- 三 運営統括本部
- 四 研究環境整備本部
- 五 削除
- 六 ブランディング・広報部（茨城県つくば市に置かれる部分）
- 七 削除
- 八 イノベーション人材部
- 九 監査室

(委任)

第 51 条 この規程の実施に必要な事項は、組織規則で定める。

附 則（26 規程第 72 号・全部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（27 規程第 68 号・一部改正）

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（27 規程第 81 号・一部改正）

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（27 規程第 95 号・一部改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（28 規程第 15 号・一部改正）

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（28 規程第 22 号・一部改正）

この規程は、平成 28 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（28 規程第 56 号・一部改正）

この規程は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。

附 則（28 規程第 68 号・一部改正）

この規程は、平成 29 年 1 月 6 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定（九州大学連携研究サイトに関する部分に限る。）は、平成 29 年 1 月 11 日から施行する。

附 則（28 規程第 81 号・一部改正）

この規程は、平成 29 年 2 月 20 日から施行する。

附 則（28 規程第 82 号・一部改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（29 規程第 4 号・一部改正）

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（29 規程第 25 号・一部改正）

この規程は、平成 30 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（30 規程第 6 号・一部改正）

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（30 規程第 13 号・一部改正）

この規程は、平成 30 年 10 月 12 日から施行する。

附 則（30 規程第 14 号・一部改正）

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（30 規程第 27 号・一部改正）

この規程は、平成 31 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（30 規程第 28 号・一部改正）

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（30 規程第 45 号・一部改正）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 01 規程第 2 号・一部改正）

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令 01 規程第 4 号・一部改正）

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令 01 規程第 12 号・一部改正）

この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令 01 規程第 18 号・一部改正）

この規程は、令和元年 11 月 15 日から施行する。

附 則（令 01 規程第 40 号・一部改正）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 02 規程第 5 号・一部改正）

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令 02 規程第 16 号・一部改正）

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令 02 規程第 38 号・一部改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 03 規程第 2 号・一部改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。

附 則（令 03 規程第 5 号・一部改正）

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令 03 規程第 9 号・一部改正）

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令 03 規程第 14 号・一部改正）

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（令 03 規程第 17 号・一部改正）

この規程は、令和 3 年 11 月 19 日から施行する。

附 則（令 03 規程第 20 号・一部改正）

この規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令 03 規程第 40 号・一部改正）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 04 規程第 6 号・一部改正）

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令 04 規程第 21 号・一部改正）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令 04 規程第 38 号・一部改正）

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令 04 規程第 52 号・一部改正）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 05 規程第 12 号・一部改正）

この規程は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。

附 則（令 05 規程第 19 号・一部改正）

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令 05 規程第 39 号・一部改正）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 06 規程第 1 号・一部改正）

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令 06 規程第 11 号・一部改正）

この規程は、令和 6 年 9 月 6 日から施行する。

附 則（令 06 規程第 36 号・一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

研究拠点等の名称	位置
東京本部	東京都千代田区
つくばセンター	茨城県つくば市（東京都文京区の施設を含む。）
中央事業所	
西事業所	
北事業所	
福島再生可能エネルギー研究所	福島県郡山市
柏センター	千葉県柏市
臨海副都心センター	東京都江東区
北陸デジタルものづくりセンター	福井県坂井市（福井県福井市及び石川県金沢市の施設を含む。）
北海道センター	北海道札幌市
東北センター	宮城県仙台市
中部センター	愛知県名古屋市（石川県白山市の施設を含む。）
関西センター	大阪府池田市（大阪府大阪市の施設を含む。）
中国センター	広島県東広島市
四国センター	香川県高松市
九州センター	佐賀県鳥栖市

別表第2

研究拠点等	サイトの名称	位置
北陸デジタルものづくりセンター	石川サイト	石川県金沢市
	福井サイト	福井県福井市
北海道センター	札幌桑園サイト	北海道札幌市
中部センター	名古屋駅前サイト	愛知県名古屋市
関西センター	産総研・関経連うめきたサイト	大阪府大阪市

別表第3

研究拠点	連携研究サイトの名称	呼称	位置	設置期間
つくばセンター	東京大学連携研究サイト	産総研・東大 AI チップデザインオープンイノベーション	東京都文京区 (東京大学浅野キャンパス)	令和元年9月1日から令和10年3月31日まで

		ラボラトリ		
	筑波大学連携 研究サイト	産総研・筑波大 食 薬資源工学オープン イノベーションラボ ラトリ	茨城県つくば市 (筑波大学筑波 キャンパス)	令和元年11月15 日から令和11年 3月31日まで
中部センター	金沢工業大学 連携研究サイ ト	金沢工大・産総研 先端複合材料 ブリ ッジ・イノベーショ ン・ラボラトリ	石川県白山市 (金沢工業大学 やつかほりサー チキャンパス)	令和6年5月1 日から令和8年 3月31日